

子育て世代・働くひとの視点で北本を変える！
安心をすべての人に届けたい

きたもと

well-being 通信



北本市議会議員
 さくらい すぐる
桜井 卓



公式ホームページ

<http://sakuraisuguru.jp/>



第**22**号

久保区画整理事業は遺跡範囲を除外し縮小 デーナタメ遺跡は国史跡化し、保存・活用へ

久保特定土地区画整理事業は事業を縮小 デーナタメ遺跡は保存して活用へ

北本市の懸案の一つ、久保特定土地区画整理事業の見直しとデーナタメ遺跡の共存について、市は久保特定土地区画整理事業から遺跡区域を除外して事業規模を縮小し、遺跡区域は保存・整備・活用する方針を固め、計画変更の手続きを進めることになりました。すでに地権者への説明を開始しています。区画整理地内を縦貫する計画だった都市計画道路・西仲通線は、遺跡の西側を迂回させます。（↓全員協議会で示された資料）

■ 市負担残事業費	73.7億円
（残事業費	125.4億円）
【内訳】	
・ 区画整理エリア分	60.1億円
（残事業費86.1億円）	
・ 区域除外エリア分	13.6億円
（残事業費39.3億円）	
■ 事業期間	R27年度まで
■ 減歩率	22.20%

※残事業費や事業期間の算出の起点は令和2年度です。
 ※上記の数値は、一定の条件下、算出した概算値です。



区画整理の長期化で事業費が増大 令和27年度まで、市の負担額は73.7億円

区画整理事業について、見直しのための調査を2年掛けて実施。残事業費や見直しに当たっての課題を整理しました。現計画を継続した場合(A)と、遺跡を保存・活用(=遺跡区域を除外)した場合(B)とで残事業費と残事業年数を算出しました。

遺跡を保存・活用する場合には、遺跡の範囲を市が買い上げ、縄文の森として整備することとして、そのための事業費も算出し、2つのケースの事業費を比較しています。

A 区画整理継続・遺跡は記録保存
 (計画期間 令和33年度まで)

事業区分	残事業費		
		市負担	
区画整理	96.0	59.0	
遺跡	樹木伐採	0.45	0.45
	試掘調査	0.1	0.02
	発掘調査	20.2	17.7
合計	116.7	77.2	

(単位 億円)

B 区画整理縮小・遺跡は保存活用
 (計画期間 令和27年度まで)

事業区分	残事業費		
		市負担	
区画整理	事業経費	84.0	58.0
	発掘調査	0.2	0.2
	計画変更	1.9	1.9
遺跡エリア整備	36.3	10.6	
周辺エリア整備	3.0	3.0	
合計	125.4	73.7	

市の比較では、遺跡を保存・活用した場合の方が、区画整理事業を継続した場合と比較して、事業期間は**6年短縮**でき、事業費のうちの市の負担額は**3.5億円安くなる**(A:77.2億円、B:73.7億円)としています。なお現行計画では、令和7年度に完了予定でした。実に20年もの延長です。

区画整理事業を継続した場合の事業費が高額になるのは、開発に当たり遺跡範囲を全て発掘調査し、記録保存する必要があるためです。その費用は20.2億円(市負担は17.7億円)と試算されています。

一方、遺跡を保存・活用する場合には、公有地化やガイダンス施設の整備に36.3億円(うち市負担10.6億円)掛かると試算しています。

なお、事業年数は、過去の実績を元に残事業費を年2.5億円で割って算出したものです。現状でも国庫補助金の交付額に事業進捗が左右されています。今後は国と市の財源をしっかりと確保して、計画どおり完了させなければなりません。

地権者の合意は得られるのか？

カギは「減歩率」と「清算金」

市は、事業計画の変更にあたって、換地計画の見直しが区域全体に影響するため、**地権者全員の理解を得る必要がある**としています。合意のカギは、減歩率と清算金です。事業の見直しにより、減歩率(各地権者から提供される土地の割合)が26.25%から22.20%に緩和される見込みで

す。見直しにより、道路や公園の面積が減ることが大きく影響したものと考えられます。

減歩率の縮小により、地権者が提供する土地の面積が小さくなるか、受け取る清算金の額が多くなると想定されます。土地が減歩されなかった場合は、基本的に徴収金が発生しますが、この金額も少なくなる人が多くなりそうです。個別には地権者によって不公平感が生じる懸念はあるものの、全体的には各権利者の負担が軽減される方向になるため、比較的権利者の理解が得られやすいのではないかと思います。

一方、見直しによるデメリットは、西仲通線の迂回や南2号線の廃止による交通利便性の低下です。しかし、西仲通線はUR北本団地から南大通線（郵便局通り）まで、南2号線は高崎線をくぐって中山道まで整備されなければ、利便性の向上にはつながりません。今はそれよりも、区画整理事業の早期完了を優先すべきと考えます。

意思決定方法はあまりに乱暴 公共施設マネジメント計画とも矛盾

市長は、土地区画整理事業の見直しを、行政経営会議にも諮らずに独断で決定しました。事業の見直しとデーノタメ遺跡の保存は表裏一体であり、文化財保護は教育委員会の所管事項であるにも関わらず、決定当時、教育長は空席でした。

市長の任期中には到底終わらない上に莫大な事業費を要する重要事業の意思決定の在り方として、あまりにも乱暴です。

また、北本市は公共施設マネジメント計画を策定し、人口減少に合わせて市の財政負担を軽減するため、公共施設を削減する方針を示しています。今後、公民館の廃止や学校の統合が進められていく中で、約10億円を投じて遺跡を保存・活用することに、市民の理解が得られるでしょうか。

デーノタメ遺跡は、遺跡の区域を「保存」することを最優先として、「活用（復元住居やガイダンス施設の整備）」は、財政状況を踏まえて慎重に検討するべきです。

新ごみ処理施設整備の基本合意締結

建設予定地は鴻巣市郷地安養寺地内

令和3年9月16日に鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町で、新ごみ処理施設の整備に関する基本合意が締結されました。新施設は2市1町の枠組みで、埼玉中部環境保全組合が主体、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内とする内容です。

議会では、令和2年12月定例会において「新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議」（下図）を全会一致で可決しましたが、決議の3、4は未だに履行されていません。

- 1 三市による新ごみ処理施設整備が白紙解消となった原因について詳細に検証を行うこと。
- 2 広域処理を進める場合には、桶川市及び吉見町に対しても参加を呼びかけること。また、新たな枠組みにおいて、建設候補地の選定や余熱利用について再度検討すること。
- 3 広域処理だけでなく、単独による処理や脱炭素化を目指した焼却によらない処理、エネルギーの活用等、あらゆる可能性について財政負担、環境負荷、市民の分別の負担等の調査・比較検討を行い、その結果を公表すること。
- 4 今後のごみ処理の在り方については、予め市民や市議会の意見を聴くとともに、十分な共通理解及び合意形成を図ること。

また、基本合意には建設候補地が明記されましたが、この場所は鴻巣行田北本環境資源組合が建設候補地としていた場所で、様々な要因（地盤改良、高圧線の引込み、温浴施設の整備など）によって事業費が高額となることが見込まれ、白紙解消の大きな原因ともなった場所です。

新たな枠組みでの施設整備の基本方針も定めていないのに、市長は何を根拠に建設予定地の妥当性を判断したのでしょうか。

また、事業費の妥当性を判断するための評価基準も持たずに（決議3の調査によって基礎資料を得る予定でした）、今後の鴻巣市・吉見町との協議をどうやって進めようとしているのでしょうか。

こうした乱暴な進め方に、市民の一部からは「リコールも考えよう」という声が挙がっています。市長には、議会の決議や市民の声を真摯に受け止め、丁寧に事業を進めてもらいたいと思います。

今回取り上げた2つのテーマについては
私の公式ホームページでさらに詳しく解説しています！

特に大切なことはホームページで、できるだけ早くお伝えする必要がある情報は、ツイッターやLINEで発信をしています。ぜひ、フォロー、友だち追加をお願いします。



LINE
公式アカウント



発行者 北本市議会議員 桜井 卓
住所 〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電話 090-9389-3572
メール sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com
Twitter @sakuraikitamoto

元埼玉県職員。48歳。令和元年5月1日から北本市議会議員（1期目）。現在は、健康福祉常任委員会（委員長）、子どもの権利に関する特別委員会（副委員長）、議会広報聴取委員会、埼玉中部環境保全組合議員。